

監査結果に係る措置通知書

健康福祉局	
監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p>1 補助金</p> <p>(2) 補助対象事業経費の範囲</p> <p>⑮ 仙台市医療センター公衆衛生事業費補助</p> <p>役員は法人としての当団体のマネジメントを行うのが役割であり、公衆衛生事業という補助対象事業に要する直接経費でないばかりか当該補助対象事業に関係が深い管理費とも認められない。また、「市長が特に定めるもの」としての定義が不明確であることから、補助対象事業経費の範囲に「法人の運営マネジメントを行う役員の人件費」を含めるのは不適切である。</p> <p>○ 改正前の補助金交付要綱</p> <p>題名：仙台市医療センター公衆衛生事業費補助金交付要綱</p> <p>補助対象事業：財団法人仙台市医療センターが行う公衆衛生事業</p> <p>補助対象経費：</p> <p>1 事業の運営に必要な事務経費</p> <p>(1) 需用費に係る費用</p> <p>(2) 報償に係る費用</p> <p>(3) 貸付に係る費用</p> <p>2 事業の運営に必要な人件費</p> <p>3 その他市長が必要と認めるもの</p>	<p>仙台市医療センター公衆衛生事業費補助金交付要綱を平成21年4月14日付で改正し、補助対象事業経費の範囲を管理運営に係る人件費と地域医療推進事業に係る事務経費として明確にした。</p> <p>○ 改正後の補助金交付要綱</p> <p>題名：仙台市医療センター運営費等補助金交付要綱</p> <p>補助対象事業：財団法人仙台市医療センターの管理運営及び地域医療推進事業とする。</p> <p>補助対象経費：</p> <p>1 補助事業者が行う管理運営に係る人件費</p> <p>2 補助事業者が行う地域医療推進事業に係る事務経費</p> <p>(1) 報酬（市民医学講座講師謝礼）</p> <p>(2) 需用費（健康教育パンフレット発行負担金、地域健康講座の消耗品）</p> <p>(3) 就学資金（看護学生に対する就学資金貸付費用）</p> <p>3 その他市長が必要と認めるもの</p>